# 福岡市観光案内機能強化事業業務委託

# 提案競技実施要項

# [資料]

資料 1 提案書作成要領

資料 2 仕様書

資料3 提案競技に係る評価項目・評価基準

# [様式]

様式1 提案競技質問書

様式2 提案競技参加申込書

様式 2 - 2委任状様式 2 - 3誓約書様式 2 - 4役員名簿

様式2-5 個人用財務諸表

様式3 同種又は類似業務の実績表

様式4 見積書

参 考 共同事業体協定書ひな形

参考
共同事業体構成団体一覧ひな形

この提案競技実施要項は、福岡市観光案内機能強化事業業務委託にかかる契約相手方候補者を選定するための提案競技に参加される方(以下、「提案者」という。)が留意すべき事項を定めたものです。提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で、提案を行ってください。

なお,本公募は福岡市令和2年度当初予算の成立を前提としております。

## 1. 事業名称

福岡市観光案内機能強化事業業務委託

### 2. 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日(水)まで

#### 3. 委託内容

資料2「仕様書」のとおり

#### 4. 提案限度価格

18,481,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。

#### 5. スケジュール

(1)	質問書提出締切	令和2年3月9日(月) 17時まで
(2)	参加申込書締切	令和2年3月13日(金)17時まで
(3)	提案書提出締切	令和2年3月13日(金)17時まで
(4)	審査 (プレゼン)	令和2年3月18日(水)<予定>
(5)	事業者決定	令和2年3月19日(木)<予定>
(6)	契約締結	令和2年4月1日(水)<予定>

#### 6. 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加する ことができません。

- (1) 観光案内所の運営に関し、一定の実績のあるもの。
- (2) 事業者決定後, 令和2年3月23日~31日までを目途に, 既存の観光案内所において業務の実務研修等を実施すること。
- (3) 市町村税,消費税及び地方消費税を滞納していないこと。(直近2ヶ月分)
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力的集団の構成員(以下「暴力団員」という)ではないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体 に属する者でないこと。
- (6) その他、この要綱に定める諸条件に対応できること。

※複数の法人等からなる共同事業体で応募する場合は、代表となる団体が(1)と(2)の要件を満たし、構成団体の全てが(3)~(5)の要件を満たす必要があります。また、(6)については、共同事

業体として用件を満たす必要があります。

# 7. 質問書の提出

本提案競技では、現場説明会を実施しません。提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和2年3月9日(月)17時までに提案競技質問書(様式1)に記載のうえ、「16.問い合わせ・提案書提出先」 宛にEメールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、福岡観光コンベンションビューローホームページに掲載します。

#### 8. 参加申込

参加を希望される場合は、参加資格を確認し、下記のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類
  - ① 提案競技参加申込書(様式2)
  - ② 登記事項証明書(法人の場合)
    - 注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること (履歴事項全部証明書でも可)。
  - ③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)
    - 注 1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っていることもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、 破産等の通知を受けていないことを証明するものである。
    - 注 2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、 登記されていないことの証明書とは、成年後見人、被保佐人等の登記がされていないこ とを証明するものである。
    - 注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。
  - ④ 市町村税を滞納していないことの証明書
    - 注 1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明の うち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされてい るものを提出すること。
    - 注 2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の 滞納がないことが確認できるものを提出すること。
  - ⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書
    - 注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
    - 注 1) 証明書の種類は「納税証明書(その 3)」を選択すること(「その 3 の 2」「その 3 の 3」 でも可)。
  - ⑥ 委任状 (様式 2-2)
    - 注1)この提案競技の案件に係る福岡観光コンベンションビューローとの取引を代理人(支店長,営業所長等)に行わせる場合は、様式2-2により委任状を作成して提出すること。
  - ⑦ 誓約書 (様式 2-3)
    - 注 1) 様式 2-3 に,代表者の所在地,商号又は名称,代表者役職名,氏名等を記入し,印鑑は 実印を使用すること。

- ⑧ 役員名簿 (様式 2-4)
  - 注 1) 様式 2-4 に,代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長,営業所長等)を含む。)の,氏名,フリガナ,生年月日,性別を記入すること。
  - 注 2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。
  - 注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、 公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、理事、事務局長は含まない。)
- ⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し
  - 注 1) 法人の場合は,直近決算 2 年分の貸借対照表,損益計算書,株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
  - 注2) 個人の場合は、様式2-5をもとに作成のうえ提出すること。
- ⑩ 共同事業体で応募する場合は,「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を提出 すること。(様式は任意)
- (2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限·提出方法

令和2年3月13日(金)17時までに、「16.問い合わせ・提案書提出先」宛に郵送(必着)又は 持参してください。

- ※ 郵送の場合については、特定記録又は簡易書留で送付してください。
- (4) その他

上記(1)の書類を提出していない事業者については、提案競技に参加することはできません。

#### 9. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

書類は、下記①~③を1つにまとめて<mark>提出してください。また、全体にわたって参加事業者名が</mark>分からないようにしてください。

- 提案書
- ② 見積書(様式4):本業務期間内に要する経費
  - ※ 本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。なお,「4.提案限度 価格」に留意してください。
  - ※ 経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載してください。
- ③ 同種又は類似業務の実績表(様式3)
  - ※ ③については、該当がある場合に提出してください。
- (2) 提出書類

10 部

(3) 提出期限·提出方法

上記「8.参加申込(3)提出期限・提出方法」と合わせて提出をお願いいたします。

※ 郵送の場合については、特定記録又は簡易書留で送付してください。

#### (4) その他

- ① 提案書は、資料1「提案書作成要領」に従って作成してください。
- ② 1事業者(1共同事業体)1提案とし、複数の提案は認めません。
- ③ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ④ 提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。

# 10. 審査概要

(1) 審査 (プレゼンテーション)

最優秀提案者(採択予定事業者)を選考するために設置される審査委員会の委員に対して、 事業者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは、契約を締結した場合に、 当該事業を主に担当する方が行ってください。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・場所は、対象事業者にEメールにて通知します。

- ① 日時 令和2年3月18日(水) <予定>
- ② 場所 福岡市交通局第一会議室 <予定> (所在地:福岡市中央区大名 2-5-31 福岡市交通局庁舎 4 階)
- ③ 時間 説明 20 分,質疑応答 5 分<予定>
- ※ 出席者は1団体3名までとします。
- ※ プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行ってください。追加資料の配布は できません。
- ※ プレゼンテーションに機材・プロジェクタなどが必要な場合には、提案者側で用意してください。(スクリーンについては当方で準備します。)

#### 11. 契約相手方候補の選定

(1) 評価基準

資料 3「提案競技に係る評価項目・評価基準」に基づいて提案書の内容を評価し、算出します。

(2) 最終選考結果の通知

令和2年3月19日(木)までにEメールにて連絡する予定です。

# 12. 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、本事業の採択に関する審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、福岡観光コンベンションビューローとの協議により内容の変更を求めることがあります。

## 13. 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 審査委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

# 14. 契約

(1) 契約手続き

審査委員会での選定に基づき、福岡観光コンベンションビューローは最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、 業務委託契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

# 15. その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議のうえ変更することがあります。
- (5) この委託で制作された成果品は、福岡観光コンベンションビューローに帰属するものとします。

#### 16. 問い合わせ・提案書提出先

福岡観光コンベンションビューロー観光事業部観光戦略推進課 担当:中川

〒810-0041 福岡市中央区大名 2-5-31 福岡市交通局庁舎 4F

電話番号 092-733-5050

E メール fcvb@welcome-fukuoka.or.jp